

『CHIRI地図素材 都市地図5000』使用許諾契約書

本製品のご使用前に、この使用許諾契約書(以下、「本契約」といいます。)を必ずお読みください。本製品は、地図データ製品と、それらに関連した媒体、印刷物(マニュアルなどの文書)及び電子文書を含むものとします。本製品を使用するお客様(個人または法人のいずれであるかを問いません。以下、総称して「お客様」といいます。)は、本契約の条項に同意されたものとみなされます。

第1条 (著作権の帰属)

本製品は、測量法、著作権法等をはじめその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。株式会社地理情報開発(以下、「弊社」といいます。)およびインクリメントP株式会社は、本製品に関する権原、著作権、及びその他の知的財産権を有しています。また、本製品はお客様に使用許諾されるもので、販売されるものではありません。

第2条 (使用許諾)

1. お客様は、第3条で定める禁止事項に該当しない範囲において、本製品から抽出した地図データを用いた以下のような二次的加工品(以下、「二次的加工品」といいます。)の制作に使用する権利を許諾されます。また、本製品の使用权を譲渡する場合は、第5条(使用权の譲渡)が適用されるものとします。

- ① 施設、店舗などの案内用地図
- ② 広告宣伝物(小冊子、チラシ、パンフレット、ポスター、看板、バナー広告など)に挿入する地図
- ③ プレス発表などの広報文書に挿入する地図
- ④ 書籍(電子書籍を含む)、雑誌、新聞、広報誌などの刊行物に挿入する地図
- ⑤ 業務用文書に挿入する地図(マニュアル、プレゼンテーション資料、社内資料、会報など)
- ⑥ 一点ものの展示観賞用地図
- ⑦ 学術論文に説明用として挿入する地図
- ⑧ 製品パッケージ、雑貨、衣類、文書(Webページを含む)などにおける装飾デザインの一部としてのイラスト的地図

2. お客様は、前項にかかわらず、二次的加工品の使用にあたっては以下の制限に

従わなければなりません。

(下記の制限に該当する使用をご希望の場合、別途個別契約により使用できる場合や、別製品をご用意している場合がありますのでお問い合わせください)

- ① 位置情報提供サービス上での使用はできません。
 - ② インターネット、電子メールその他の電子的通信手段または電子媒体によって公開、頒布する場合、あらかじめピクセル画像化などの手段で、ベクトル地図データを取り出せない形式への変換を施さなければなりません。
 - ③ 有償・無償や頒布手段を問わず、地図を主要な内容とする書籍(地図帳など)の制作には使用できません。ただし、一枚の紙面に印刷された地図の場合は、次のいずれかに該当すれば使用できます。
 - A) 無償で頒布または掲示する地図
 - B) 官公庁または地方公共団体が制作し、有償で頒布または掲示する地図
 - ④ 有償の刊行物に挿入する場合、本項③ただし書きB)に該当する場合を除き、当該刊行物の総ページの占める面積に対して二次的加工品の占める面積は20パーセントを上限とし、それを越える使用はできません。
3. 本契約の使用許諾に基づき制作された二次的著作物について、インクリメントP株式会社は原作者としての権利を有するものとします。
4. お客様は、弊社およびインクリメントP株式会社が、二次的加工品の使用中止または修正を希望する旨を通知した場合は、当該二次的加工品のWebサイト上での掲載および頒布を含む全ての使用を中止し、または弊社およびインクリメントP株式会社の指示に従い修正しなければなりません。
5. お客様が、二次的加工品を第三者に対して提供する場合は、当該二次的加工品についての改変を禁じて提供し、本契約の条項も遵守させるものとします。(提供先でさらに改変して使用するためには、お客様は本製品の使用权を第5条(使用权の譲渡)に従って提供先に譲渡しなければなりません)

第3条 (禁止事項)

お客様は以下の行為を行うことはできません。

1. 本製品を前条に規定される場合を除き、頒布、賃貸、改変、解析すること。
2. 本製品の全部または一部を複製して販売、頒布、賃貸、貸与、再許諾すること。

3. 本製品をネットワーク上の複数のパソコンで使用すること。
4. 本製品から専用ソフトウェアの使用以外の手段でデータを抽出すること。
5. 本製品を他のベクトル形式データへ変換すること。ただし、第2条で許諾された二次的加工品制作のため、または印刷のために、一時的に使用するグラフィック用または印刷用のベクトル形式データ (Illustrator形式、EPS形式、PDF形式、InDesign形式など) に変換することはできません。
6. 本製品および二次的加工品を地理情報システム (GIS)、CADおよび各種解析プログラム等によって閲覧すること、および、解析処理に使用すること。

第4条 (本製品の使用条件)

本製品からのデータの抽出は、弊社が販売する専用読み込みプラグインソフト「PlugX-都市地図ReaderCS」(以下、専用ソフトウェアといいます。)を用いて行わなければならない。

第5条 (使用権の譲渡)

お客様は、以下の条件に従い、本製品についての本契約に基づくお客様の使用権を第三者に譲渡できるものとします。

1. お客様は、使用権を譲渡される譲受人 (以下、「譲受人」といいます。)に、本製品、複製物、二次的加工品および関連資料を含む本製品のすべてを引き渡すこと。
2. お客様は、自らの手元に本製品、複製物、二次的加工品および関連資料を残さないこと。
3. お客様は、お客様の責任において譲受人に本契約の条項に従わせること。
4. お客様は、弊社に対し、譲受人への譲渡が決定した時点で、譲渡日、譲受人名、譲渡人住所、及び、譲渡人連絡先 (メールアドレスおよび電話番号) を、文書にて報告すること。

第6条 (測量成果の明示)

本製品を使用した成果物作成にあたり、出所の明示もしくは国土地理院への申請が必要な場合があります。詳細については、別紙「測量成果の明示について」をご参照ください。

第7条 (保証)

弊社およびインクリメント P 株式会社は、本製品に関して本製品に含まれるデー

タの正確性を含むいかなる保証も致しません。

第8条 (免責)

1. 本製品の使用に関し、お客様に生じた損害について、弊社およびインクリメント P 株式会社は一切責任を負いません。
2. 本製品の内容は、予告なく変更または削除される場合があります。
3. 本製品が提供する情報に瑕疵があった場合においても、個別的な修補および補償は致しません。
4. 本製品が提供する情報によって発生した損害についても、弊社およびインクリメント P 株式会社は一切責任を負いません。

第9条 (契約の解除および賠償責任)

1. お客様が本契約に規定される条項のいずれかに違反した場合、弊社およびインクリメント P 株式会社は本契約を終了させることができます。この場合において、お客様は、本製品、複製物、二次的加工品および関連資料を含む本製品のすべてを弊社に返還するか、または本製品、複製物、二次的加工品および関連資料を含む本製品のすべてを破棄または消去した上で破棄証明書を発行し、弊社およびインクリメント P 株式会社が生じた損害を賠償しなければなりません。
2. 前項の場合を含め、弊社は、製品代金の返還は、一切いたしません。
3. 法令または本契約に基づき弊社およびインクリメント P 株式会社にお客様が生じた損害を賠償する責任が生じた場合は、お客様が弊社に対して本製品の使用の対価として既にお支払いいただいた金額を上限とするものとします。

第10条 (管轄裁判所)

本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄とします。

株式会社地理情報開発

〒102-0081 東京都千代田区四番町4-8 野村ビル4F

TEL 03-3556-9908 FAX 03-3556-9909

Copyright©2011 CHIRI Geographic Information Service Co., Ltd. All rights reserved.

2011/12(1)